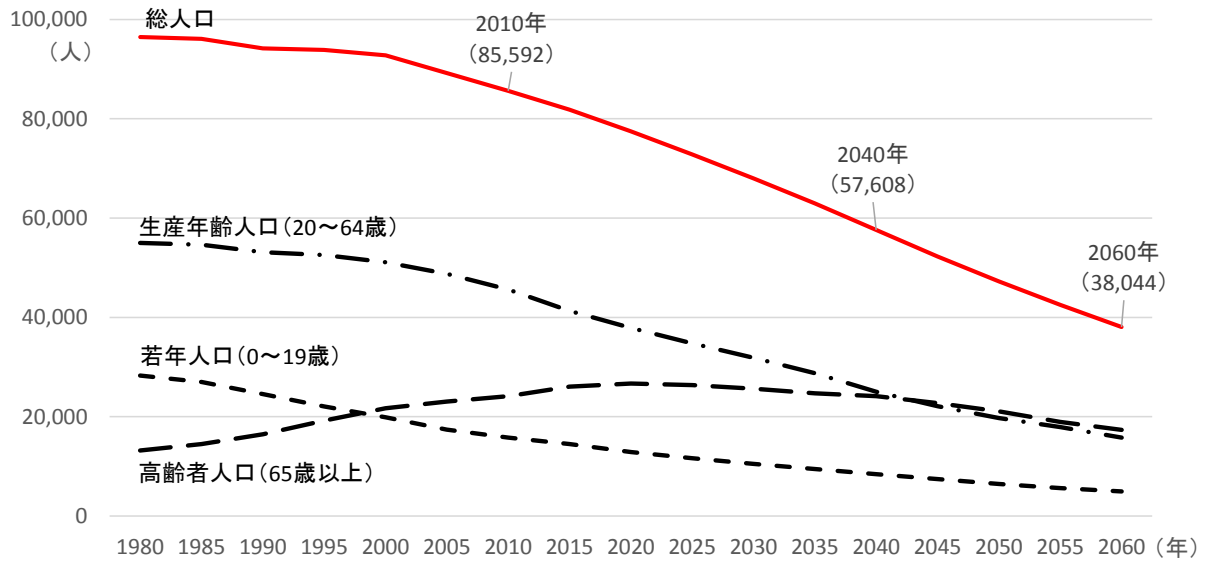


付 属 資 料

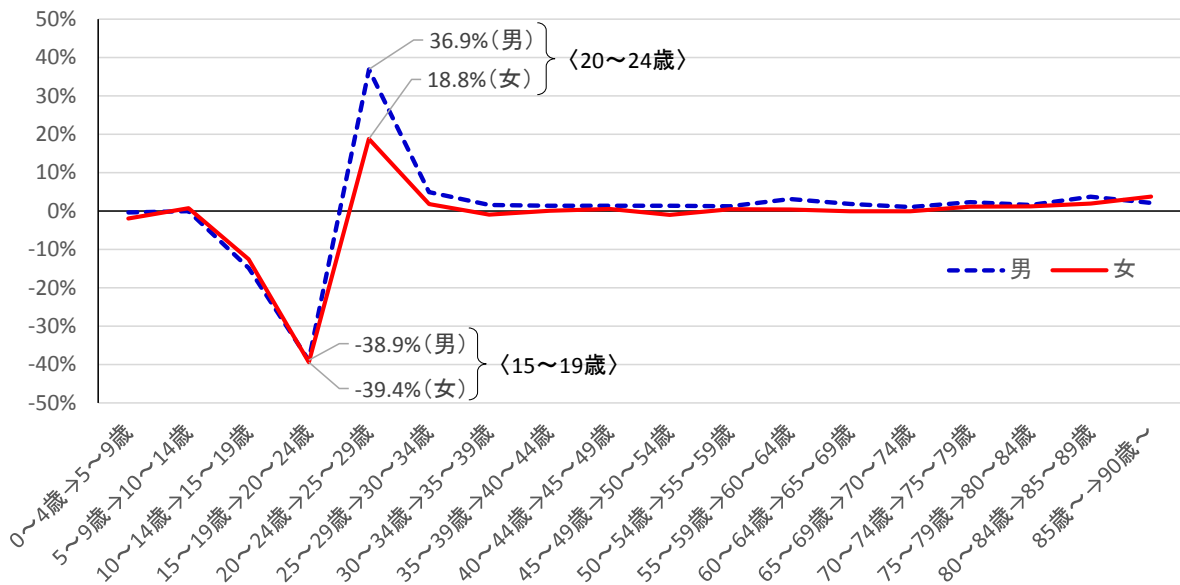
1 関連データ

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移



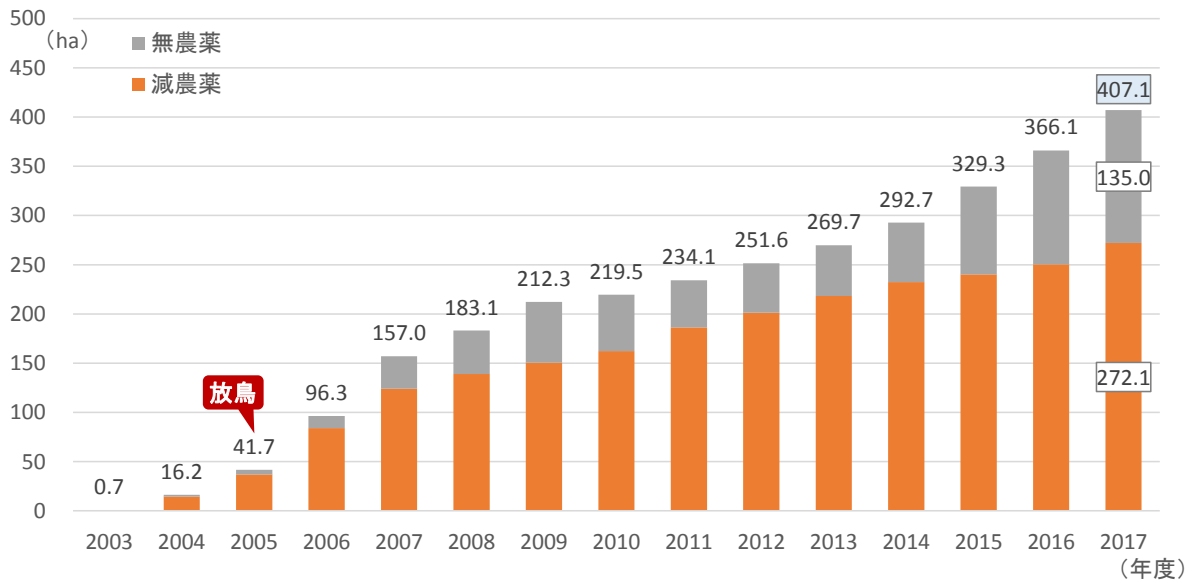
(1980~2060年 / 資料：豊岡市人口ビジョン)

(2) 年齢性別・純移動率 (2010→2015年)



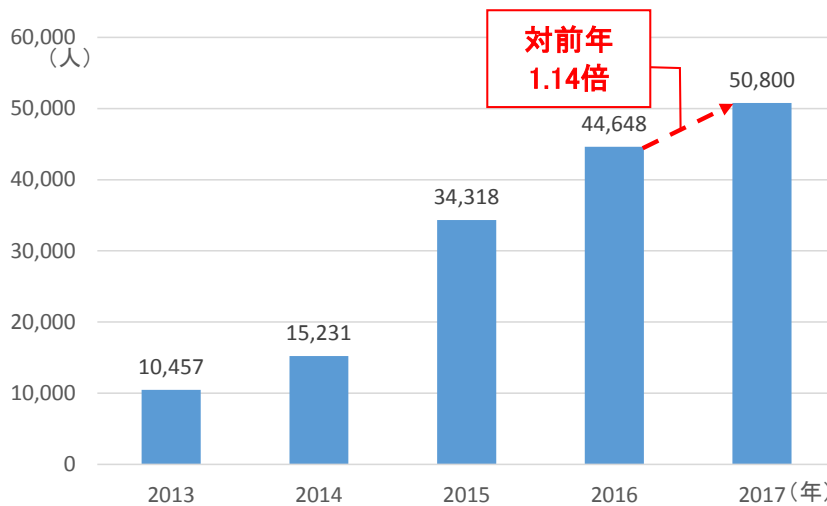
(資料：豊岡市人口ビジョン)

(3) コウノトリ育む農法による水稲作付面積



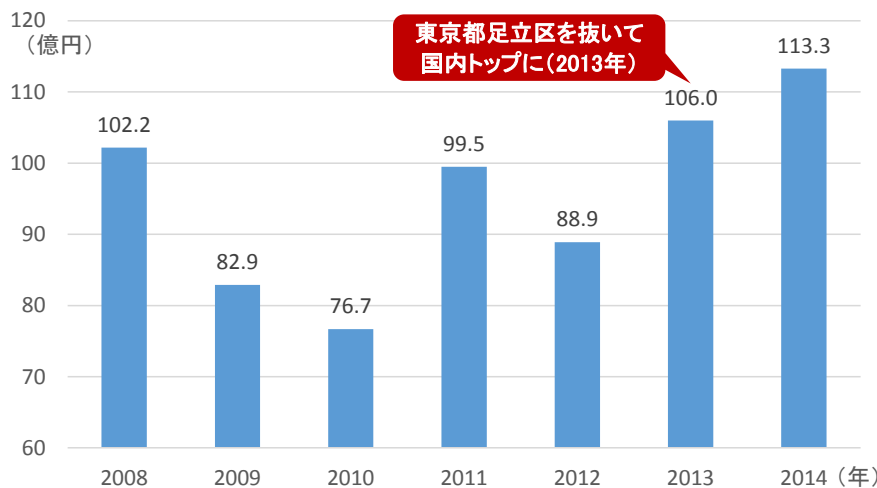
(資料：豊岡市農林水産課)

(4) 外国人宿泊客数の推移



(豊岡市全体／資料：豊岡市大交流課)

(5) かばん出荷額の推移



(資料：豊岡市エコバレー推進課)

2 豊岡市基本構想 策定経過

年月日	項目	内容
H28. 2. 1	第1回 豊岡市基本構想審議会	<p><諮問></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市総合計画の期間延長について ・次期豊岡市総合計画の構成及び基本計画のあり方について ・次期豊岡市基本構想の策定について <p><答申></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市総合計画の期間延長について
H28. 2. 26	市議会	<p><議案提出></p> <p>第1号議案 豊岡市総合計画の期間延長について</p>
H28. 4. 3	第2回 豊岡市基本構想審議会	<p><討議></p> <p>テーマ「10年後の豊岡の暮らしと仕事」</p>
H28. 5. 10	第3回 豊岡市基本構想審議会	<p>ワークショップ</p> <p>前回の審議会におけるキーワードと追加意見</p>
H28. 7. 6	野村総合研究所 谷川史郎理事長講演会	<p><講演></p> <p>演題「情報技術で変わる社会」</p>
H28. 7. 6	第4回 豊岡市基本構想審議会	<p><協議事項></p> <p>総合計画の位置づけ、今後の議論</p> <p><意見交換></p> <p>「豊岡らしいまちの姿」</p>
H28. 8. 5	平田オリザ氏講演会	<p><講演></p> <p>演題「寛容と包摂の社会へ」</p>
H28. 8. 5	第5回 豊岡市基本構想審議会	<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生ワークショップ及び市民アンケート調査結果 <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・取り組みの柱について
H28. 11. 9	第6回 豊岡市基本構想審議会	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想のイメージ、計画の構成とあり方 <p><答申></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期豊岡市総合計画の構成及び基本計画のあり方について
H28. 12. 2	市議会	<p><議案提出></p> <p>第141号議案 豊岡市総合計画条例の一部を改正する条例制定について</p>
H29. 2. 6	第7回 豊岡市基本構想審議会	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画全体の体系、基本構想イメージ
H29. 4. 17	第8回 豊岡市基本構想審議会	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊岡市基本構想(答申案)について
H29. 5. 8	第9回 豊岡市基本構想審議会	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想(答申案)審議 <p><答申></p> <ul style="list-style-type: none"> ・次期豊岡市基本構想の策定について
H29. 5. 12	第1回 議員説明会	豊岡市基本構想審議会の答申について

年月日	項目	内容
H29. 5. 26	まちづくりカフェ	女性との意見交換 参加者 15 人
H29. 5. 27	高校生ラジオシンポジウム	ワークショップ、パネルディスカッション 参加者 18 人(市内6校)
H29. 5. 23	市民まちづくり懇談会 但東地域 H29. 5. 31 城崎地域 H29. 5. 31 豊岡地域 H29. 6. 2 竹野地域 H29. 6. 8 日高地域 H29. 6. 9 出石地域	これからのまちづくりについて意見交換 46 人(男性 43 人、女性3人)
H29. 5. 31		19 人(男性 18 人、女性1人)
H29. 5. 31		30 人(男性 28 人、女性2人)
H29. 6. 2		34 人(男性 31 人、女性3人)
H29. 6. 8		71 人(男性 67 人、女性4人)
H29. 6. 9		57 人(男性 50 人、女性7人)
		257 人(男性 237 人、女性 20 人)
H29. 5. 23 ～6. 12	パブリックコメント	意見提出件数 28 件(14 人)
H29. 6. 2	第2回 議員説明会	次期豊岡市基本構想(素案)について
H29. 6. 28	市議会	<議案提出> 第 90 号議案 豊岡市基本構想の策定について
H29. 6. 28	第1回 基本構想審査特別委員会	<事項> ・正副委員長の互選
H29. 7. 5	第2回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・策定経過及び今後のスケジュール ・審査日程及び審査方針について ・基本構想(案)の審査
H29. 7. 7	第3回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・基本構想(案)の審査 ・資料要求書提出
H29. 7. 11	第4回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・基本構想(案)の審査
H29. 7. 28	第5回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・基本構想(案)の審査
H29. 8. 3	第6回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・基本構想(案)の審査
H29. 8. 9	第7回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・基本構想(案)の審査
H29. 8. 22	第8回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・表決、まとめ
H29. 9. 21	第9回 基本構想審査特別委員会	<審査事項> ・最終まとめ
H29. 9. 29	市議会	豊岡市基本構想を議決
H29. 9. 29		豊岡市基本構想の策定

3 豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例

平成23年 9月28日 条例第26号
改正 平成28年12月27日 条例第48号

(策定)

第1条 市は、目指すまちの姿を市民等と共有し、協働してまちづくりを進めるため、基本構想を策定する。

2 市長は、基本構想に基づく戦略的な市政経営を行うため、市政経営方針を策定する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 基本構想 まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組の方向を示す指針をいう。

(2) 市政経営方針 基本構想に定めたまちの将来像を実現するための重点的な政策及びその戦略的な進め方を示す方針をいう。

(3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内で働き又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

(計画期間)

第3条 基本構想の計画期間は12年とし、市政経営方針の計画期間は4年とする。

(審議会)

第4条 基本構想の策定、変更又は廃止を審議する機関として、豊岡市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の設置に必要な事項は、規則で定める。

(市民等の意見聴取)

第5条 市長は、基本構想を策定、変更又は廃止しようとするときは、市民等から意見を聴取しなければならない。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定、変更又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。

(施策体系)

第7条 市長は、市政が総合的に推進されるべきものであることを踏まえ、市政経営方針に掲げる重点的な政策のほか、市政全分野の施策体系を明らかにするものとする。

(公表)

第8条 市長は、基本構想又は市政経営方針を策定、変更又は廃止したときは、その内容を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている基本構想、基本計画及び実施計画は、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。

(豊岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例の一部改正)

3 豊岡市議会の議決に付すべき事件に関する条例（平成20年豊岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年12月27日 条例第48号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている総合計画に関しては、この条例による改正後の豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の豊岡市総合計画条例の規定は、なおその効力を有する。

(豊岡市議会基本条例の一部改正)

3 豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 豊岡市基本構想審議会運営規則

平成27年12月17日規則第48号
改正 平成29年2月3日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例（平成23年豊岡市条例第26号）第4条に規定する豊岡市基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務について調査審議し、答申する。

- (1) 基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 公共的団体等の役員又は職員
- (4) 市の委員会の委員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、任命の日から第2条に規定する答申を終える日までとする。

3 第1項第3号から第5号までに掲げる者として任命された委員がその要件を欠いたときは、その委員は、解任されるものとする。

(会長等)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策調整部において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 委員の任命後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成29年2月3日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

5 豊岡市基本構想審議会委員

(順不同／敬称略)

	区 分	氏 名	役職
1	学識経験者	加藤 恵正	会長
2	市 民	井垣 真紀	
3	〃	大槻 恭子	
4	〃	近本 孝子	
5	〃	西村 総一郎	
6	〃	土野 礼子	
7	〃	平峰 英子	
8	〃	宮崎 裕紀	
9	〃	由利 昇三郎	
10	公共的団体等の役員又は職員	上田 尚志	
11	〃	岡本 慎二	
12	〃	河口 清	
13	〃	河本 美代子	
14	〃	酒井 清道	副会長
15	〃	中嶋 洋二郎	
16	行政委員会の委員	中川 茂	
17	市長が必要と認める者	田口 幹也	